

特別償却の付表（四）の記載の仕方

1 この付表（四）は、青色申告法人で特定事業の国家戦略特別区域法第8条第2項第2号に規定する実施主体として同法第11条第1項に規定する認定区域計画に定められたものが租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の10第1項《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で特定事業の国家戦略特別区域法第8条第2項第2号に規定する実施主体として同法第11条第1項に規定する認定区域計画に定められたものが措置法第68条の14第1項《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特定機械装置等の区分1」は、措置法第42条の10第1項又は第68条の14第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、これらの規定の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、特定機械装置等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「特定機械装置等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定機械装置等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定機械装置等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「特定機械装置等の名称4」には、特定機械装置等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額8」には、特定機械装置等の取得価額を記載します。

ただし、その特定機械装置等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、特定機械装置等の次の減価償却資産の区分に応

じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので、注意してください。

(1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が2,000万円未満のもの

(2) 開発研究用資産（器具及び備品のうち、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるもので、耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるものをいいます。以下同じです。）

…1台又は1基の取得価額が1,000万円未満のもの

(3) 建物及びその附属設備並びに構築物…一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円未満のもの

7 「特別償却率9」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認に係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除きます。）

イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「45」

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「23」

(2) (1)に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等

イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「50」

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」

8 「償却・準備金方式の区分11」は、その特定機械装置等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「区域計画の認定年月日12」には、国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画の内閣総理大臣による認定年月日を記載します。

(2) 「国家戦略特別区域の名称13」には、例えば「○○特別区域」のように国家戦略特別区域の名称を記載します。

(3) 「国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日14」には、平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認がある場合に、その確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日を記載します。

(4) 「その他参考となる事項15」には、その資産が特定機械装置等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。